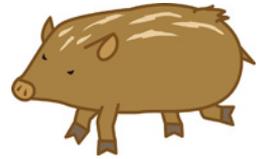


野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ ～ペットフード安全法を守って安全なペットフードを作りましょう～



野生獣肉のペットフード利用への関心が高まっています。野生獣肉を使ってペットフードを製造する際には、ペットフード安全法を守りましょう。



【ペットフード安全法のポイント】

届出

法人、個人を問わず、犬・猫用のペットフードの製造又は輸入を行う事業者は、事業の開始前に届出が必要です。

帳簿の備付け

ペットフードの製造、輸入又は卸売を行う事業者は、製造等をしたペットフードの名称、数量などを帳簿に記載し2年間保存する必要があります。

立入検査

国及び(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が製造業者、輸入業者、販売業者等に対して、立入検査を実施します。

ペットフードの表示

ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及び住所の表示が義務付けられています。



ペットフードの安全基準

ペットフードの安全を確保するため、農薬、重金属等の上限値を定めた成分規格や、病原微生物に汚染された原材料は用いてはならない等の製造方法の基準が設定されています。

* ペットフード安全法の詳細は、リーフレット「ペットフードの安全確保のために」をご参照ください。
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html> 「ペットフードの安全関係」で検索)

【ペットフード安全法に関するお問い合わせ先】

北海道農政事務所 011-642-5463

東北農政局 022-221-6097

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-332-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-227-4302

九州農政局 096-211-9255

沖縄総合事務局 098-866-1672